様式第6号

**各戸検針・各戸徴収に関する特別契約書（受水槽給水用）**

(目　的)

第1条　武豊町水道事業（以下「甲」という。）と

　　（以下「乙」という。）は甲が設置を承認した受水槽以下の装置（以下「導水装置」という。）における各戸メータの検針、水道料金（以下「料金」という。）の徴収等について、次のとおり契約を締結する。

（対象物件）

第2条　対象物件は次のとおりとする。

　所　在　地　知多郡武豊町　字

　建　物　名

（料金の算定及び徴収）

第3条　甲は、乙の設置した各居住者の子メータ（以下「子メータ」という。）を個別的に隔月ごとに検針し、武豊町給水条例（以下「給水条例」という。）第23条の定める区分を適用し、料金算定を行う｡

２　料金の徴収方法は、子メータごとに納入通知書又は口座振替によるものとする。

（未納の場合の措置）

第4条　甲は、入居者が料金を支払わないときは督促をするものとする。

２　前項の督促をしてもなお支払わないときは、給水条例に基づき給水停止を行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（管理責任）

第5条　乙は、導水装置の維持管理について、関係法令及び「各戸メータ設置申請及び設置条件承諾書（受水槽給水用）」に定めるもののほか、次の各号に定める事項を実施し、速やかに甲に報告しなければならない。

　(1)　半年以内ごとに1回の定期水質検査

(2)　１年以内ごとに１回の定期受水槽の清掃

　(3)　子メータ及び集中検針盤が検定期間満了時に取替又は故障等の修繕

２　前項の実施に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（管理人の選定）

第6条　乙は、導水装置の維持管理、水道料金の納付、入居者への水道使用等に関する事項の周知等を行わせるため管理人を選定し、甲に届け出なければならない。

（届出義務）

第7条　乙は、次の各号に該当する場合は、それぞれに従い、甲に届け出なければならない。

　(1)　管理人に変更が生じたときは速やかに届け出ること。

　(2)　導水装置の増設、改造、撤去等をする場合は、あらかじめ届け出ること。

　(3)　水道を使用開始するとき又は中止するときは、あらかじめ届け出ること。

　(4)　水道の使用者の氏名に変更があったときは、速やかに届け出ること。

　(5)　オートロック装置を設置しているときは、検針等の支障とならないよう当該オートロック装置

の解除方法を届け出ること。なお、オートロック装置の解除方法を変更したときも同様とする。

（親メータと子メータの差の負担）

第8条　甲は、甲が設置したメータ（以下「親メータ」という。）の使用水量が子メータの合計使用水量の１０％を超えた場合は、速やかに乙にその旨書面で通知するとともに、その差水量にかかる料金について、乙から徴収する。この場合において、１㎥あたりの単価は、給水条例第２３条に定める使用料金単価の最高額を適用する。

（所有権の移転）

第9条　乙は、給水装置及び導水装置を売却しようとするときは、この契約条項売却先に説明するとともに、甲に売却先を売却する日までに報告しなければならない。

２　甲は、前項の報告を受理した後、速やかに乙の売却先とこの契約を締結しなおすものとする。

３　乙は、甲が前項の契約をするまでは、この契約事項を履行する責を負うものとする。

４　乙は、分譲集合住宅等の所有権移転の場合、乙に代わってこの契約事項を履行できる者を定めるものとし、その者と甲がこの契約を締結しなおすまでは、乙が契約事項を履行する責を負うものとする。

（契約の周知）

第10条　乙は、この契約の内容について入居者に周知徹底しなければならない。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙がこの契約を履行しないときは、契約を解除することができる。この場合の料金算定は親メータのみによるものとする。

（契約の更新）

第12条　この契約の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも異議申し出がないときは、この期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

　　なお、導水装置に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日をもってこの契約は終了するものとする。

（協議決定事項）

第13条　この契約書、給水条例、同施行規則、「集合住宅等における各戸検針・各戸徴収に関する取扱い」及び「各戸メータ設置申請及び設置条件承諾書（受水槽給水用）」に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

　上記契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲　愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

　　　　　　　　　　　　　　武豊町水道事業

　　　　　　　　　　　　　　代表者　武豊町長　籾山　芳輝　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞